

日 時：令和6年10月2日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、
大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、加藤委員が御欠席でございます。

初めに、9月26日に第3回「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」が開催されましたので、検討会座長の清水委員にその内容について御報告いただきたいと思います。清水委員、よろしくお願いいたします。

○清水委員 よろしくお願ひします。

先週の第3回検討会におきましては、総合的な案内所、いわゆる相談ダイヤルの受付状況やこれまでの個情法違反事例について紹介した上で、課徴金及び団体訴訟について現行制度と検討の方向性について議論を行いました。

課徴金制度につきましては、有識者や消費者団体からは検討の方向性について海外と比しても対象が限定されている、あるいは事例を挙げていただいたことで対象となる悪質事例が明確になったなどのおおむね肯定的な意見をいただきました。

一方、経済団体からは、示されている事案の説明からは現行制度の限界が明らかではない、個情法の現行の体制・権限が他の課徴金制度を有する国内機関と比して不十分であり、課徴金を導入しても機能しないのではないかと、個情法は経済法ではなく一般法であり、課徴金制度はなじまないのではないかとといった意見が挙げられました。

議事としましては、資料に係る質問、意見が非常に多く寄せられたため、団体訴訟については事務局から資料を説明したのみで、意見交換の時間は確保できませんでした。これを踏まえ、引き続き検討を深めるため、次回の10月11日金曜日の検討会におきましては、第3回の事務局資料に係る質問を事前に構成員、団体から募集し、回答を準備した上で会合に臨みたいと思っております。議題としては、引き続き課徴金と、今回意見交換ができなかった団体訴訟について検討をしていただくこととしたいと思います。

以上です。

○佐々木総務課長 ありがとうございました。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから、第302回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つです。

議題1「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書（端末機の更改等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いします。
○事務局 今般、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から、「簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務」の全項目評価書が提出されました。

特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料1－1に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。

今般の変更内容として、4ページ目の「（別添1）事務の内容」における「【I. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】」のうち、「1. かんぽ生命支店等及び郵便局」で使用される端末機としてJP-PCが追加されており、また、同じく「【I. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】」として、5ページ目のとおり、「3. お客さまによる個人番号のオンライン申告」に関する内容が追加され、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスの導入が記載されています。

この端末機の更改等に伴い、特定個人情報の入手・使用、保管・消去に関し、新たなリスク対策が講じられることとなります。

今回、評価書に追記される主なリスク対策の例としまして、従業員による不正や人為的ミスによる漏えい等に対するリスク対策として、27ページの、技術的対策に係る「【入手経路による保管状況】」のうち「1. かんぽ生命支店等及び郵便局」の箇所のポツ五つ目に、社外宛てメールのパスワード付与や宛先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とすること等が、ポツ六つ目に、JP-PCについて、インターネット分離の仕組みや許可されたWEBサイト以外からのファイルのダウンロード・アップロードの制限を行うこと等が記載されており、また、「3. お客さまによる個人番号のオンライン申告」箇所に、認証アプリをインストールした業務用携帯電話（スマートフォン）については、キャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかけていること等が記載されています。

また、かんぽ生命が業務委託した公的個人認証サービスを提供するプラットフォーム事業者からの漏えい等に関するリスク対策として、26ページの物理的対策に係る「【入手経路による保管状況】」のうち、「3. お客さまによる個人番号のオンライン申告」箇所のポツ二つ目に、委託プラットフォーム事業者のサーバに一時保管される個人番号のうち、かんぽ総合情報システムへの登録が完了したものは、翌営業日中に消去することが記載されております。

評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1－2に基づき、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

まず、1 ページから 3 ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から、4 ページから 10 ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11 ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の 74 番では、JP-PC や認証アプリをインストールした個人番号の登録等に係るリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12 ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として 3 点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、5 点記載しております。

（１）及び（２）として、リスク対策等について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、（３）として、組織的及び人的安全管理措置について、機構が委託先及び再委託先の実態を十分に把握した上で、保護評価を適切に実施する体制を有効に機能させることが重要であること、（４）として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。（５）として、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの説明に関して御質問、御意見はございますか。

清水委員、お願いします。

○清水委員　はい、ありがとうございます。

承認するという原案については賛成させていただきます。

資料 1－2 における、審査記載事項（３）の人的安全管理措置の箇所に記載されています教育・研修に関連して、一つ意見を申し述べたいと思います。

今般の業務フローの変更は、郵便局及びかんぽ生命支店に設置する端末の更改、それから顧客、あるいは渉外社員の保持するスマートフォン内に新たに認証アプリを導入するこ

とによるものであると理解しております。

評価書の31ページに記載のとおり、委託先であるかんぽ生命及び再委託先である日本郵便では、これまでも個人情報保護及び漏えい等事案発生時の対応等について教育・研修を行ってきたということですが、今般の変更で顧客あるいは渉外社員のスマートフォンに認証アプリをダウンロードし、客先で認証アプリに直接特定個人情報を入力する作業や、メールや印刷機能の一部が制限されているもののインターネット機能を持つ端末への入力作業など、これまでとは異なる作業が発生することになります。

したがって、この新たな業務フローに対応して、委託先及び再委託先の教育・研修にも必要な変更を加え、特定個人情報を含むプライバシー保護のための対応を適切に実施する必要があると考えます。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。御苦労さまでした。